



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年2月27日火曜日 第1839号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可(3件).....	200
医療機関の指定.....	200
指定医療機関の名称の変更.....	200
指定医療機関の所在地の変更.....	201
指定医療機関の廃止の届出.....	201
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	201
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	201
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	202
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定.....	202
介護員養成研修事業者の指定.....	202
新たな土地改良事業の施行の認可(3件).....	203
新たな土地改良事業の施行の認可の関係書類の縦覧(2件).....	203
土地改良区清算人の就職の届出.....	203
肥料登録有効期間の更新.....	203
解除予定保安林にする旨の通知(2件).....	203
建設業者の営業の停止命令.....	204
建設業者の許可の取消し.....	204
土地収用法に基づく事業の認定.....	205
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	206
道路の供用開始(").....	206
道路の供用開始(県道壬生川新居浜野田線).....	206
道路の区域変更(県道壬生川新居浜野田線).....	206
道路の供用開始(").....	207
都市計画事業の認可.....	207
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	207

公 告

平成19年度教育情報通信ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託.....	207
---	-----

告 示

○愛媛県告示第292号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり内山衛生事務組合の規約の変更を許可した。

平成19年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成19年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成19年2月19日

○愛媛県告示第293号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり大洲・喜多衛生事務組合の規約の変更を許可した。

平成19年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成19年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成19年2月19日

○愛媛県告示第294号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山広域福祉施設事務組合の規約の変更を許可した。

平成19年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成19年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成19年2月16日

○愛媛県告示第295号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成19年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
眼科うちこC L I N I C	大 下 祐 次	喜多郡内子町内子380番地	平成19年 2月1日
小川クリニック	医療法人 小川クリニック	宇和島市丸之内一丁目1番11号	平成19年 1月1日
木花歯科医院	木 花 圭	四国中央市三島中央四丁目9-7	平成19年 1月1日

○愛媛県告示第296号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 療 機 関 の 名 称		開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
山内病院	松風病院	医療法人誓生会	四国中央市土居町入野970番地	平成19年 1月 1日

○愛媛県告示第 297 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 療 機 関 の 名 称	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地 名		変 更 年 月 日
		旧	新	
松風病院	医療法人誓生会	四国中央市入野981	四国中央市入野970番地	平成19年 1月 1日

○愛媛県告示第 298 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
阿部 歯科 医院	阿 部 精 藏	今治市黄金町二丁目 3 - 23	平成18年 10月 1日

小川クリニック	小 川 泰 之	宇和島市丸之内一丁目 1 番11号	平成19年 1月 1日
宇都宮内科医院	宇都宮 綱 夫	八幡浜市1124	平成18年 9月20日
平 田 薬 局	宮 崎 昭二 郎	八幡浜市天神通り1460 - 165	平成18年 8月12日
藤田 歯科 医院	藤 田 恭 三	西条市大町821 - 1	平成18年 12月 8日
木花 歯科 医院	木 花 興 亜	四国中央市三島中央四丁目 9 番 7 号	平成19年 1月 1日

○愛媛県告示第 299 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101番地	湯島の里介護事業所	八幡浜市五反田 1 番 耕 地 806 番 地	平成19年 2月 1日
有限会社光タクシー	新居浜市喜光地町二丁目 2 番 22号	光介護サービス	新居浜市喜光地町 1 丁 目 6 番 35号	平成19年 2月 1日
有限会社芳光	新居浜市北新町12番51号	ヘルパーステーション芳光	新居浜市北新町12番51号	平成19年 2月 2日

○愛媛県告示第 300 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社芳光	新居浜市北新町12番51号	居宅介護支援事業所芳光	新居浜市北新町12番51号	平成19年2月2日

○愛媛県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成19年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ケア・サポート太陽	南宇和郡愛南町御荘平城1625-1	ケア・サポート太陽指定訪問介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城1625-1	平成18年12月12日
有限会社別当	宇和島市別当五丁目3番2号	有限会社別当ヘルパーこでまり	宇和島市別当五丁目3番2号	平成18年12月1日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	株式会社トーカイ新居浜営業所	新居浜市上泉町11-40	平成19年1月29日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスンにいほまケアセンター	新居浜市宮西町4-4	平成19年1月29日
社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町2丁目8番12号	老人保健施設リハビリステーション三恵荘	新居浜市萩生河ノ北67番60	平成19年1月29日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	老人保健施設はびねすケアセンター	新居浜市泉宮町5番19号	平成19年1月31日
株式会社新風会	大洲市徳森1477番地1	グループホーム昴星	西予市城川町下相693番地	平成19年1月24日
株式会社新風会	大洲市徳森1477番地1	グループホーム蒼月	西予市宇和町岡山545番地	平成19年1月24日
社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101番地	湯島の里介護事業所	八幡浜市五反田1番耕地806番地	平成19年2月1日
医療法人社団みのり会	西予市三瓶町朝立2-1-7	グループホームまほろば	西予市三瓶町朝立2番耕地1番地7	平成19年2月1日

○愛媛県告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成19年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	株式会社トーカイ新居浜営業所	新居浜市上泉町11-40	平成19年1月29日

○愛媛県告示第303号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号

の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成19年2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護員養成研修事業者 の名称又は氏名	介護員養成研修事業者 の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 定 日
株式会社ビーイング	愛媛県松山市祝谷三丁目1番7号	訪問介護に 関する2級 課程	平成18年 12月12日

○愛媛県告示第 304 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・太郎丸地区）の施行を平成19年 2月14日認可した。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 305 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東温市北野田土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大地地区）の施行を平成19年 2月14日認可した。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 306 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東温市西岡土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・池ノ下地区）の施行を平成19年 2月14日認可した。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 307 号

西条市北条土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・北条地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（農業用排水施設整備事業・北条地区）計画書の写し
 - 西条市北条土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成19年 2月26日から 3月26日まで
- 縦覧場所
西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第 308 号

西条市北条土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用道路整備事業・北条地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準

用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（農業用道路整備事業・北条地区）計画書の写し
 - 西条市北条土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成19年 2月26日から 3月26日まで
- 縦覧場所
西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第 309 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人南宇和郡内海村家串土地改良区から次のとおり清算人が就職した旨の届出があった。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏 名	住 所
家 藤 正 洋	南宇和郡愛南町家串1258番地

○愛媛県告示第 310 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成22年 2月 19日	愛媛県第1255号	混合有機質肥料	粒状混合有機質肥料 1号	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	公定規格のとお	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地 4

○愛媛県告示第 311 号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
四国中央市新宮町馬立乙 557 の10から乙 557 の12まで
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 312 号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市城川町野井川1141の2、1142の2、1146の3、1147の2
- 2 保安林として指定された目的

- 水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 313 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第28条第 3 項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 日 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停止 を命じた 年月日	営業停止を命じた建設業の種類	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(般 - 17) 第13082号	平成17年 6月26日	高月水道 工業所	高月 完夫	松山市東長戸 1 - 10 - 41	平成19年 2月19日	管工事業	平成19年 2月27 日から平成19年 3月 1日 (3 日間)	八幡浜市内で平成18年 8月か ら 9月にかけて施工した民間住 宅の給水装置工事において、八 幡浜市水道事業給水条例に違反 し、指定給水装置工事事業者の 指定、給水装置新設の申込み及 び設計審査の手続きを怠り工事 を施工した。

○愛媛県告示第 314 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 14)第1503号	平成14年 9月26日	(株)南條組	南條 定信	今治市菊間町佐方2055	平成19年 1月 4日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 管工事業 ほ装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 15)第15314号	平成15年 5月23日	(有)公心堂	城戸公三郎	伊予市米湊600 - 1	平成19年 1月10日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第5290号	平成17年 6月17日	ヤマキ建設(有)	阿部 憲	西宇和郡伊方町川之浜10 55	平成19年 1月11日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第9134号	平成18年 7月 5日	竹内建設	竹内 勉	今治市朝倉上甲2402 - 2	平成19年 1月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第15724号	平成17年 3月29日	日信建設(株)	戒 益司	今治市菊間町浜1452 - 2	平成19年 1月15日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特 - 15)第13624号	平成15年 9月30日	(株)ケイ・アール総合企画	田中 典	松山市堀江町甲339 - 2	平成19年 1月19日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 14)第1188号	平成14年 8月 8日	福森工業(株)	大鍋 直幸	喜多郡内子町本川2985	平成19年 1月22日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17)第9883号	平成17年 8月 4日	日野土建(株)	日野 涉	西条市水見乙1395	平成19年 1月22日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 ほ装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第11405号	平成14年 1月28日	(有)瀬戸ポンプ	江口 英子	四国中央市土居町津根32 96 - 1	平成19年 1月24日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 16)第14231号	平成16年 4月26日	矢野土木緑化	矢野 幸博	今治市吉海町幸新田56	平成19年 1月24日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17)第2152号	平成18年 2月22日	(有)大池工務店	池本一喜代	越智郡上島町生名490	平成19年 1月25日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 16)第2777号	平成17年 2月 8日	(株)ダイテック	加藤 昭夫	松山市来住町984 - 25	平成19年 1月26日	板金工事業	建設業の廃止 (一部)

(般 - 14)第11800号	平成14年 12月19日	嶋岡建設	嶋岡 孝子	松山市古川西 2 - 13 - 18	平成19年 1月26日	建築工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(特 - 14)第2198号	平成14年 9月 1日	(有)井川建設	井川 潤	今治市近見町 3 - 4 - 43	平成19年 1月29日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14)第1116号	平成14年 7月25日	(株)登技建	藤村 慎智	伊予市下吾川538	平成19年 1月31日	土工事業 とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特 - 14)第1643号	平成14年 10月 5日	(有)髙保産業	久保 秀志	四国中央市川之江町余木 7	平成19年 1月31日	土工事業 建築工事業 とび・土工事業 管工事業 ほ装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 315 号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 起業者の名称

松山市

2 事業の種類

(仮称) 松山南学校給食共同調理場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県松山市井門町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県松山市井門町地内を起業地とする「(仮称) 松山南学校給食共同調理場整備事業」(以下「本件事業」という。) である。

本件事業は、松山市が設置する学校給食共同調理場に関する事業であることから、土地収用法第 3 条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第 2 号の要件への適合性について

本件事業は、松山市議会において松山市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、松山市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

松山市では、学校給食法（昭和29年法律第 160 号）に基づき、児童、生徒の心身の健全な発達と食生活の改善を図るため、共同方式及び自校方式の調理場32施設において完全学校給食を実施している。学校給食の施設整備については、食中

毒の防止に万全を期するため、衛生管理に配慮することが必要とされているが、石井、久米、余土及びたちはな共同調理場は、衛生設備の改善がなされておらず、施設の老朽化が目立ち始めている。また、平成17年から、国土交通省、愛媛県及び松山市が合併施行している松山外環状道路の整備に伴い、余土共同調理場が買収対象となり、移転をする必要が生じている。

このような中、本件事業は、余土共同調理場の移転計画を機に、特に老朽化の著しい石井共同調理場を統廃合し、また、久米及びたちはな共同調理場の受配校の一部を吸収することにより両共同調理場の負担を軽減し延命化を図るため、(仮称) 松山南学校給食共同調理場を新設しようとするものである。

本件事業の施行により、ドライシステムの導入など施設の改善が図られ、食中毒の防止を始めとする衛生管理の徹底、さらには学校給食業務の合理化に資するものと認められる。

また、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業が環境影響評価法（平成 9 年法律第81号）等による環境影響評価の対象となるような、大規模で環境影響の程度が著しくなるおそれのある事業ではなく、その運営によって、周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による 3 案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

松山外環状道路整備事業の円滑な推進を図るため、当該事業で支障となる余土共同調理場の移転先を早急に確保する必要があると認められるとともに、学校給食業務の運営の合理化を図るため、早期に（仮称）松山南学校給食共同調理場を整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲

は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町645番20	旧	メートル 5.4～15.0	キロメートル 0.068	
			新	11.6～25.0	0.068	

○愛媛県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町645番20	平成19年2月27日

○愛媛県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市小松町新屋敷三ノ坪甲1052番1地先から 同市小松町新屋敷白坪甲1032番4まで	平成19年3月1日 12:00

○愛媛県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	新居浜市平形町甲815番122地先から 同市東雲町一丁目乙288番3地先まで	旧	メートル 20.0~22.8 12.0~25.4	キロメートル 0.350 0.360	
			新	20.0~22.8	0.350	

○愛媛県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	新居浜市平形町甲815番1地先から 同市東雲町一丁目乙288番1地先まで	平成19年 2月28日 14:00

○愛媛県告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東予広域都市計画道路事業
3・4・4西町中村線
- 2 施行者の名称
愛媛県
- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
新居浜市本郷一丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画公園事業5・5・5今治西部丘陵公園（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事業施行期間
平成12年11月21日から
平成23年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更無し
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
平成19年度教育情報通信ネットワークシステム運用管理・保守業務（4月 - 9月分）
 - (2) 委託業務名及び数量
教育情報通信ネットワークシステム運用管理・保守業務 一式
 - (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 委託期間
平成19年4月1日から平成19年9月30日まで
 - (5) 委託業務の履行場所
知事が指定する場所
 - (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理・保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得

る体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県教育委員会事務局教育総務課総務係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2921

- (2) 入札書の受領期限

平成19年3月27日(火)午前10時

- (3) 入札説明書の交付方法

平成19年2月27日(火)から3月26日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成19年3月27日(火)午前10時

愛媛県庁第一別館9階会議室1

- (5) 入札書の提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

- (6) 郵便等による入札の取扱い

郵便等による入札の場合は、入札書は、平成19年3月26日(月)午後5時15分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。申請書は、持参して提出することとし、郵便等又は電送によるものは、受け付けない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 申請書の受付期間

平成19年2月27日(火)から3月13日(火)までの執務時間中

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。